

## 大阪府退職予定者人材バンク実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、職員の退職管理に関する条例（平成23年大阪府条例第6号。以下「退職管理条例」という。）第2条の規定に基づき、職員（退職管理条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の再就職の支援として総務部人事局が実施する人材バンク制度の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (人材バンクの設置)

第2条 前条の目的を達成するため、総務部人事局内に大阪府退職予定者人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

2 人材バンクは、次の任命権者の職員を対象とする。

一 知事

二 府議会議長

三 教育委員会（教員及び府立学校勤務の一般行政職以外の職員を除く。）

四 選挙管理委員会

五 代表監査委員

六 人事委員会

3 人材バンクの運営に係る庶務は、総務部人事局において行う。

### (人材情報の登録)

第3条 人材バンクからの情報提供により再就職を希望する次に掲げる者（懲戒免職処分を受けた者を除く。）は、人材情報登録書（様式第1号）を人材バンクに提出することにより、人材情報を登録することができる。

一 管理職（管理又は監督の地位にある職員の職をいう。）の職員若しくは職員であった者又は勤続期間（退職管理条例第6条の勤続期間をいう。）が20年以上である職員若しくは職員であった者

二 職員の分限に関する条例（昭和26年大阪府条例第41号）第10条第8項の規定により分限免職される職員

2 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）に係る人材情報の登録期間は、当該登録した日の属する年度末までの間とする。

3 人材バンクは、登録者の再就職が内定したとき又は登録者が求人情報に関する不適切な取り扱いを行うなど、登録を継続することが適当でないと認められるときは、当該登録者の人材情報を抹消することができる。

4 登録者が登録した人材情報の内容を変更するときは、第1項の規定の例により行うこととする。

(求人情報の登録)

第4条 登録者を採用する意向のある企業等（以下「求人企業等」という。）は、求人票（様式第2号）を人材バンクに提出し、求人情報の登録を行うことができる。

2 前項の求人企業等のうち、大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例（平成18年大阪府条例第71号）第2条第1項に定める出資法人等については、人材バンクのほかに公募等を行う場合に限り、登録をすることができる。ただし、府の人的関与の必要性が認められた役員の選任に係るものについては、公募等を行うことなく、登録をすることができる。

3 人材バンクは、第1項の求人情報のうち、大阪府職員基本条例（平成24年大阪府条例第86号）及び退職管理条例に基づく再就職等の規制の違反行為に係る求人企業等からのものなど、登録することが適当でないと認められる場合は、当該登録を抹消することができる。

4 人材バンクは、第1項の求人情報が2月以降に登録され、かつ、次年度の当初に採用を予定するものについて、登録者が退職することにより欠員を生じるおそれがあるなど公務の運営に支障があると認められるときは、概ね5月下旬までの間、次条第2項の規定にかかわらず、当該登録者による同項の面接希望申出書（様式第4号）の提出を制限することができる。

(情報提供の手続)

第5条 人材バンクは、求人情報の登録をしたときは、求人情報登録一覧表（様式第3号）を作成し、登録者に閲覧させるとともに、公表するものとする。

2 登録者は、求人情報登録一覧表（様式第3号）に掲載された求人情報に係る求人企業等に再就職を希望する場合は、当該求人情報に記載された申出受付期間内に人材情報登録書（様式第1号）及び面接希望申出書（様式第4号）を求人企業等に提出するものとする。

3 前項の人材情報登録書（様式第1号）及び面接希望申出書（様式第4号）の提出を受けた求人企業等は、面接希望申出者との間で面接日時等について決定の上、面接決定通知書（様式第5号）を面接希望申出者及び人材バンクへ送付し、面接選考等を実施するものとする。

4 登録者は、再就職が内定したときは、就職内定報告書（様式第6号）

を速やかに人材バンクに提出しなければならない。

(公表)

第6条 人材バンクは、前条第4項の就職内定報告書(様式第6号)の提出があった者のうち、次の各号に掲げる者について、退職管理条例第5条第2項の規定による公表に併せて、当該各号に定める事項を公表するものとする。

- 一 退職管理条例第5条第2項の規定による公表の対象者 人材バンク制度により再就職の支援を行った旨
- 二 前号に掲げる者以外の者 次に掲げる事項
  - イ 離職時の部局名
  - ロ 離職時の所属名
  - ハ 離職日
  - ニ 再就職日
  - ホ 再就職先の名称
  - ヘ 再就職先における地位
  - ト 人材バンク制度により再就職の支援を行った旨

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの実施に関し必要な事項は、人事局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条及び第5条の規定は、平成20年11月1日以後に府を退職する職員について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(人材情報の登録に関する特例)

2 再任用職員及び既に退職した者に限り、施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの期間における第 3 条の規定の適用については、同条中「64 歳」とあるのは「63 歳」とする。

附 則

この要綱は、退職管理条例の施行の日（平成 23 年 3 月 22 日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。